

(PDF版・4-6)『教会教義学 神の言葉Ⅱ／2 神の啓示<下> 聖霊の注ぎ』「十八節 神の子らの生活——三 神の讚美」

(文責・豊田忠義)

「十八節 神の子らの生活——三 神の讚美」(439-482頁)

「神を憎む者」、また「神から憎まれる者として憎んでもよいと信じられていた外国人」である「サマリヤ人が、盗賊の手におちた者に対し慈悲深い隣人となったということ」は、「彼自身が、その半死半生の人の中に慈悲深い隣人を見出したということの<証し>であった」。そのような訳で、「隣人の起源的な、本来的な形姿における隣人」は、まことの神にしてまことの人間イエス・キリスト、その復活（「四〇日の福音」）と昇天に包括された「十字架につけられ、死んで墓に葬られた……〔まことの〕人間」であり、このまことの「人間が捧げる<神讚美>において、その起源的な、本来的な形で、神にふさわしい、み心にかなう<神賛美>が出来事となって起こったのである」。したがって、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身（「啓示ないし和解の实在」そのもの）を起源とする第二の形態の神の言葉である「聖書的預言者と使徒たちが、〔その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」としての聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした第三の形態の神の言葉である〕教会を基礎づける姿にてらして、具体的に、隣人とは誰であり、何であるのか」——それは、「イエス・キリストを証しする<人>」であり、「イエス・キリストを証しする<こと>」である。<まことの証人>「イエスは律法学者を一言も非難し給わない」で、「あなたも行って同じようにしなさいということは、あなたはわたしに従って来なさい、ということの意味している」。「あなたはわたしに従って来なさい」ということは、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、そのイエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」としての<総体的構造>の中での第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準として、終末論的限界の下で絶えず繰り返し、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方で、純粋な教えとしてのキリストにあっての神・キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」（純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法）という連関・循環において、<まことの教会>は、教会自身（そのすべての成員自身）およびこの世のすべての人々が純粋な教えとしてのキリストの福音を現実的に所有することができるために、純粋な教えとしてのキリストの福音を告白し証しし宣べ伝えよということであり、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」を目指せということである。

この「助けを与えつつ登場してくる同胞」は、「教会の内部で、……また必然的に教会の外部でも」、「人類にとってもっている意味全体の中での教会のしるしに対して、その起源、根拠、存続を与える……しるし」となる、まことの神にしてまことの人間「イエス・キリストの人間性の反射の中で」、「われわれにとって憐れみ深い隣人となる」。

「教会の外に立っている憐れみ深い隣人」、「異邦人」、「外国人」は、「教会に相対して立っている」。すなわち、「聖書によって証しされた救いの歴史の現在のさ中に立っている」。彼らは、「神の選びと召しと聖化の円のただ中において、隣人として、ひとつの奉仕のある種の委任を遂行し、務めを果たす外国人である」。しかし、「彼らの中で、偉大なサマリヤ人として自らを告げ知らせておられる方は、イエス・キリストである」。したがって、「これらすべての〔広い意味での〕啓示の証人たちに対して、自主独立的な意味は与えられていない」のである。「教会の外に立っている憐れみ深い隣人」、「異邦人」、「外国人」は、「復活の証人ではない」、「神を愛するように呼びかける全権をもっていない」。聖書に登場する「彼らは、〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である〕予言者や使徒たちと根本的に異なっている」、また「彼らの機能は〔その聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準とする第三の形態の神の言葉である〕教会の機能と根本的に異なっている」。したがって、「彼らの証しは確認してゆく証しであって、〔起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を〕基礎づける証しではない」。しかし、彼らは、「〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書、すなわち〕予言者と使徒が、〔その聖書を、媒介的・反復的に、自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準とした第三の形態の神の言葉である〕神の民と教会が、存在するという前提の下で」、「神は愛され給うという前提の下で」、「神を愛する者たちを、神にふさわしくみ心にかなう仕方で、〔キリストにあつての神としての〕神を讃美するようにと呼びかけるべき使命と全権をもっている」。例えば、客観的な正当性と妥当性をもった、フォイエルバッハやマルクスやハイデッガーによる根本的包括的な原理的な自然的な信仰・神学・教会の宣教の段階におけるキリスト教批判は、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、そのイエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉に基づいて、キリストにあつての神としての〈神を讃美するようにという呼びかけ〉である。この意味で、そのような彼らのキリスト教批判を、真剣に受け止めなければならないし、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準として、その批判を、根本的包括的に原理的に止揚し克服しなければならないのである。すなわち、その批判は、決して他人ごとではないのである。神学者や牧師やキリスト教的著述家たちが、先ず以てこのことを認識し自覚できなければ、お話にならないのである。イエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉については、(PD

F版・その1) <イエス・キリストにおける神の自己啓示>および<その自己証明能力の総体的構造>ならびに<まことのイスラエル、民、イエス・キリストの教会>についてを参照されたし。

「**本来的な、まことの兄弟は、イエス・キリストである**（ローマ八・二九）。ただ彼の中で、彼を通して、またほかの兄弟もありうるし、あるであろう。**彼らはキリストにあって兄弟**（コロサイ一・二）である。すなわち、彼が彼らを兄弟と呼び（ヘブル二・一一）、すべての点において彼ら自身と等しくなることを恥とされなかった（同二・一七）が故にそうなのである。彼は彼らについて、ご自分の兄弟として語っておられる（マルコ三・三四、マタイ二八・一〇、ヨハネ二〇・一七）。また彼らの互いの関係に対してもこの名を与えるものは彼である（マタイ二三・八、ルカ二二・三二）。彼らは『神によって愛された兄弟』（Iテサロニケ一・四）として兄弟である」。そのような訳で、「たとえ彼がキリストの敵であるとしても」、「十字架につけられたキリストと彼との事実上の類似性が成り立っている」。

「**人間の事実上の不幸は、イザヤ書五三章で……神の僕の苦難について語っている限り、……すべての人に妥当する**」われわれの肉の肉であったところの人間性——すなわち、罪、苦しみ、死に引き渡された**イエス・キリストのまことの人間性**を目の前に描き出してくれるよき業」から、「われわれをひとつの課題の前におく」。「世界審判についてマタイ二五・一以下で述べられているイエスの譬え話」は、「われわれに対して、同胞の中にイエスを見てとることが肝要であることを教えている」。すなわち、「われわれと、キリストとの連続性にある人間」、「キリストにあるものとしての人間」である「これらいと小さき者との連帯責任性および同一性の認識が肝要であることを教えている」。この「**特別な意味での兄弟としての隣人**」は、「相互に、信仰の仲間……教会の一員……以外のものに対しては適用されていない」が、「そのことはまた、われわれがすべての人間の中に、また兄弟を……待ちもうけていなければならないということを排除せず、むしろ含み入れている」。すなわち、前者の意味での兄弟との出会いではないとしても、後者の意味でのすべての人間も、「われわれに対し、……神の言葉の使者として、復活の証人として、出会うことができる」。この意味で、ただ単なる「安っぽい」「無神論者」とは全く異なっているところの、先に述べた客観的な正当性と妥当性をもって根本的包括的に原理的にキリスト教批判をなしたフォイエルバッハやマルクスやハイデッガーは、証人としての真剣さを欠如させた自然的な信仰・神学・教会の宣教の段階で停滞する神学者や聖職者や牧師やキリスト教的著述家たち等の有神論者よりも、われわれに対して真剣さをもった証人として出会うことができる。

カンタベリーのアンセルムスは、「いかなる人間もほかの者に教えることができないことを教えることができ、また繰り返し教えるであろうことを信頼していた客観的な根拠」——すなわち「信仰の対象そのものの客観的根拠の力強さを念頭において」（あの<総体的構造>における客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」が、

それ「出来事」自身の中に主観的側面としてのキリストの霊である「聖霊の注ぎ」に
る「信仰の出来事」を持っていることを念頭において、「非キリスト者をキリスト者
として、不信者を信者として語りかけ」、「信者と不信者の間の深淵を超え」出て、「彼
が自分を不信者たちに対して不信者たちと同類の者としておき、不信者たちを自分と
同類の者として受けとる」（『知解を求める信仰 アンセルムスの神の存在の証明』）と
述べたのであるが、このように、信、キリスト者、キリスト教、キリスト教会の「完
全な開放性」（不信、非キリスト者、非キリスト教、非キリスト教会を包括し止揚する
こと）を明確に提起することが、キリスト教に固有な信仰・神学・教会の宣教におけ
る思想の問題である。「教義学的な合理主義を明確に否定した」アンセルムスは、また
バルトは、キリストにあつての特別啓示、啓示の真理、啓示神学、「恵ミノ類比」（啓
示の類比・信仰の類比・関係の類比）、イエス・キリストにおける神の自己啓示からし
て、そのイエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自
己証明能力」——すなわち客観的な「存在的な必然性」とその主観的側面である「認
識的な必然性」を前提条件とした（「啓示と信仰の出来事」に基づいた）主観的な「認
識的なラチオ性」を包括した客観的な「存在的なラチオ性」としての〈総体的構造〉
の〈立場〉において、信を、信だけの側に、キリスト者だけの側に、キリスト教だけ
の側に、キリスト教会だけの側に**閉じるのではなく**、信を、不信の側に、非キリスト
者の側に、非キリスト教の側に、非キリスト教会の側に完全に**開いたのである**。一般
的啓示、一般の真理、混合神学・人間学的神学（自然神学）、「存在の類比」の〈立場
〉によるただ単なる相互了解、相互承認、相互容認は、自らの〈立場〉において、両
者を包括し止揚することはできないから、党派思想を超えることはできないし、まさ
に党派思想としかならないし、共存主義による党派的多元主義としかならないもので
ある。その典型は、**近代的な人間**の感覚と知識を内容とする経験的普遍の尊重を主張
した人間学的神学・混合神学（自然神学）者であるルドルフ・ボーレンの恣意的独断
的な「聖霊論的出発」の概念に依拠し、**中世的思考に退行し**、人間学に対する神学の
優位性を**空想**して人間学的神学・混合神学（自然神学）を目指す東京神学大学の神学
者・小泉健や東北学院大学の神学者・佐藤司郎は、また「前期ハイデッガーの哲学に
基づく絶対的規準としての先行的理解と解釈学的原理」に依拠したブルトマン（その
学派）は、客観的な正当性と妥当性をもって、根本的に包括的に原理的に、ハイデ
ッガー自身から、人間的理性や人間的欲求やによって恣意的独断的に対象化され客体
化されたに過ぎない「いわゆる存在者レベルでの神への信仰は〔その人間の物語世
界・神話における神への信仰は〕、結局のところ神を見失うこと」になるから、「そ
れよりは『むしろ無神論という安っぽい非難を受け入れた方がよい』」と「揶揄」さ
れ批判されてしまうのである、それだけでなくフォイエルバッハからは、自然神学の
段階で停滞するブルトマンやボーレンや佐藤や小泉等彼らが主張する「神とはまさ
に、人間の想像能力・思惟能力・表象能力の本質が、現実化され対象化された……絶

対的な本質（存在者）、……と考えられ表象されたもの以外の何物でもない」し、それ故に彼らの主張する「神の啓示の内容は、神としての神から発生したのではなくて、人間的理性や人間的欲求やによって規定された神から発生した……。 （中略） こうして、この対象に即してもまた、『神学の秘密は人間学以外の何物でもない！』……」と批判されてしまうのである。この批判は、**客観的な正当性と妥当性**をもった根本的包括的な原理的なキリスト教批判、その自然的な信仰・神学・教会の宣教の批判である。

「事実不幸な人間」——すなわち、そのような人間のために、そのような人間に代わって「十字架につけられたキリストとの類似性をもった同胞たる人間」が、「神への愛」と「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「**隣人愛**」としての「**第二の命令**」の意味での隣人である」。この時、その「事実不幸な人間」、「同胞たる人間」は、「彼が実にキリストの代わりとしてそこに立っている人間的存在」として、「十字架につけられた方、キリストを思い出させる人間的存在」として、「わたしに相對してもっている神的な使命と全権を与えられた人間的存在」として、「わたしに対して……慈悲深い行為をなす人間的存在」として、「わたしに対して彼の現実存在の中で、全くただそのままわたし自身の不幸をあらわにする」し、また「わたしに対して、わたし自身が罪人であるということであらわにしてくれる」。「イエス・キリストによって、召されて」、「お互いが、このような出来事に参与する時、お互いは**ほんとうの隣人**としての同胞である」。ここにおいては、人間的理性や人間的欲求やによって恣意的独断的に対象化され客体化された「存在者レベルでの神」としての「偶像礼拝と業による義は否定されている」。この「偶像礼拝と業による義」を目指した典型が、混合神学としての人間学的神学（自然神学）において、「神への愛は〔兄弟愛に閉じられて行く〕兄弟に対する愛の外部では何等行動できる領域を持たない」と述べたリッチェルであり、人間中心主義的に「……わたしは神を……本当に隣人〔直接的・無媒介的なその現にあるがままの人間〕を愛する時にのみ、愛することができる」と述べたブルトマンである。彼らの場合、「わたしが彼に対して……向けるかもしれない誠実な態度、すべての熱心な努力や献身にもかかわらず、実際は、その献身的態度」は、「神と人間についての独断的な観念に基づく独断的に考え出された救いの計画と救いの方法でしかない」それであり、「彼のほんとうの困窮を見ていない〔認識していない〕」それであり、「彼の永遠的実在としての救いを見ていない〔認識していない〕」それであり、それ故に「そこでの彼は、第二の命令の意味での同胞たる隣人ではない」のである。バルトは、『証人としてのキリスト者』で、最終的に離脱した「宗教的社会主義におけるそこでの〔人間的理性や人間的欲求やによって対象化され客体化された〕人間の困窮と人間に対する助けとが、〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である〕聖書が理解しているほどには、真剣に理解されておらず、深く理解されていなかった」と述べている。また、『教会教義学 神の

言葉』では、人間の対自的意識に関わる言葉で、「われわれ人間の間への伝達は——われわれが人間一般として互い相対立して立つ限り——事実いかに問題であるかということ念頭におくならば、一体、誰が誰を知っているのでしょうか」と述べている。われわれが、人間の個と現存性（個の時間性、個体史、自己史）——人間の類と歴史性（類の時間性、人類史、世界史、歴史）の生誕から死までのすべてを見渡すことができる場所、それ故に自然的な信仰・神学・教会の宣教における「福音が、理念へと、有神論的形而上学へと、われわれに管理されるプログラムへと」、「鋭さをなくした十字架象徴論へと」、「イエス・キリストはたかだか暗号」にすぎない神秘主義へと変わって行く」ことが見渡せる場所は、「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする、その「外に向かつて」の外在的な第二の存在の仕方（働き・業・行為、子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事）——すなわち「啓示ないし和解の实在」そのものであり、起源的な第一の形態の神の言葉であり、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの間人イエス・キリスト、「ナザレのイエスという人間の歴史的形態」としての「ただイエス・キリストの名だけ」である。

さて、過ぎ去りゆくこの時代と世界における現実的な社会の中で具体的に生き生活している「神の子供たちは、彼ら自身なお依然として不幸な人間であり、ただ神の義認にあずかっているばかりでなく、また神の義認を必要としているところの罪人である」。この神の子供たちは、「同胞たる隣人の彼らに対して、来たりつつある、永続する世に関してただ十字架につけられたイエス・キリストを通してのみ助けが与えられているということに対応しつつ、この現在の、過ぎ去りゆく世において、不幸な隣人を通して助けが与えられなければならないのである」。

神の子供たちが、その現にあるがままの現実的な人間存在を生きる「同胞たる隣人を喜んで心から認めるといふこと」は、その「隣人の奉仕」、すなわちその「隣人が、〔不可視的な〕わたし自身の罪、わたし自身の不幸を目の前に示してくれるといふことを喜んで受け入れるといふことであり、またそのことによつて、〔キリストにあつての〕神の卑下を、ご自身十字架につけられ給うた方、イエス・キリストの人間性を、目の前にしめしてくれるといふことを喜んで受け入れるといふことである」。もちろん、その時、「その隣人」は、イエス・キリスト、すなわち「啓示ないし和解の实在」そのものと並んでの「イエス・キリストの第二の啓示では決してない」。すなわち、その時、「その隣人」は、「イエス・キリストとの相違性の中でだけ」、「聖書の主題であり、同時に哲学の要旨である」神と人間との無限の質的差異を固守するといふ〈方式〉の下で、「ただキリストによつてたてられたしるしとしてだけ、キリストと連帯的であり同一的である」。ここでも、肝要なことは、『神の人間性』におけるバルトの言葉——すなわち、「神の神性において」、「また神の神性と共に、ただちにまた神の人間性もわれわれに出会う」、「神が神であるといふことがいまだに決定的となっていないような人は、今神の人間性

について真実な言葉としてさらに何か言われようとも、決してそれを理解しないであろう」という言葉にある。

神の子供たちは、「イエス・キリストによって、召されて、お互いが隣人として出会う出来事への参与を通して」、「そのような出来事の秩序へと呼びもどされる」。神の子供たちに事実的にある、神だけでなくわれわれ人間も、われわれ人間の自主性・自己主張・自己義認の欲求もという不信仰・無神性・真実の罪に対する「暴露」——これらの「事実的な想起と制限が、まさに隣人なのである」。この意味で、まさにフォイエルバッハやマルクスやハイデッガーは、すべてのキリスト者に対して、すべてのキリスト教に対して、自然的な信仰・神学・教会の宣教における「存在者レベルでの神」、物語世界（神話）の神、そのような「神への信仰」、そのような「神の啓示」の問題を明確に提起してくれた「隣人」なのである。阿弥陀仏の真実にのみ根拠づけられた阿弥陀仏の方からやってくる「一回きりの至誠の念仏」、「一念義」による救済を説いた「異教的証し」の親鸞も、「隣人」なのである。しかし、逆に、『ルートヴィヒ・フォイエルバッハ』や『福音と律法』等で、自然神学と＜非＞自然神学が混在していたルターを、またキリスト教に内在する異端の問題を、客観的な正当性と妥当性をもって根本的包括的に原理的に批判したバルトを、全面的に虚偽の言葉（虚偽の知識）で「他の諸宗教をフォイエルバッハ流に説明し、キリスト教は例外だとしている」と全く出鱈目なことを述べ、さらには「無神論的宗教批判との対決は、〔自然神学の段階において人間学的な〕人間論のレベルと哲学的論証によって為されなければならない」（フォイエルバッハやハイデッガーのキリスト教批判を理解すれば、この試みは、その最初から完敗するところのそれでしかない）という馬鹿なことを平然と述べた神学者・パンネンベルクは、「隣人」ではないのである。彼は、ただ単なる「何らかの抽象を以て始められ何らかの空論に終わるところの」「すべての大学社会の神学者」に過ぎないのである。「イエス・キリストの御業」、「神の言葉と霊のみ業」——すなわち、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、そのイエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞における神のその都度の自由な恵みの決断による客観的なイエス・キリストの「啓示の出来事」と、その啓示の出来事の中での主観的側面としての「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」に基づいて「神の子供たちの身に起こる、赦し、召命、〔義認、更新、聖化〕、新しい誕生」という信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的な主観に実現された神の恵みの出来事が肝要なことである。神の子供たちが、この「赦しによって生きることがゆるされるということこそ、その中に含まれている信仰、認識、神聖さ、喜び、謙遜、愛のすべての賜物とともに彼らに与えられた新しい生活である」。「同胞たる隣人」は、「われわれをこの場所におくことはできない」のである、「わたしに対してわたしの罪を赦すことはできない」のである。われわれ人間は、その思惟と現実生活において、このような「赦しが必要なことを、

容易に忘れてしまいがちな存在である」。したがって、「同胞たる隣人」は、われわれ対して、「イエス・キリストの御業」、「神の言葉と霊のみ業における赦しが必要なことを想起させる存在である」。すなわち、「同胞たる隣人」は、「わたし自身の罪、わたし自身の不幸を、気づかせ、目の前に示してくれる存在である」。「同胞たる隣人」は、「そのことを欲し、またそのことに気づいているか、あるいはそうでないかはともかくとして」、日々瞬間瞬間、キリストにあっての神としての神から遠ざかり遠ざかり続けている、キリストにあっての神としての神に背き背き続けている「わたし自身」を、罪を新たな罪を犯し続けている「わたし自身」を、「罪と不幸のただ中にあるわたし自身を、わたしに気づかせ、わたしの目の前に示してくれるのである」。その時、「同胞たる隣人のその機能」は、「不可視的な恵みの一つの可視的なしるしとして、事実一つのサクラメンタルな意味を持つ」のである。「同胞たる隣人」が、「わたしに対して、わたしの失われた状態を暴露することでもって間接的に、しかしはっきりと、わたしはただ恵みによってのみ生きることができるということをわたしに気づかせ、わたしの目に前に示してくれるという奉仕を……してくれる時に、まさにそのことでもって彼はいわばわたし自身の現実存在の中に入ってくる隣人である」。言い換えれば、神の子供たちが、同胞たる隣人に対して、「キリストとの連続性にある人間」、「キリストにあるものとしての人間」、「義トサレタ罪人における人間的存在のしるしを見出すのならば、その出会いの出来事において両者には（ほんとうは人間の間には）罪と不幸の交わりが存在するということ」、「両者には（ほんとうは人間の間には）互いに非難し合わなければならないものは何もないということ」、「両者には（ほんとうは人間の間には）互いに優越した特徴とか、よりましな状態とか、よりよい事情というものは何もないということ」を語り、告白し合うことになるのである」。したがって、その時には、「われわれは共通にわれわれの破綻した状態を語り、告白し合うであろう」、「赦罪や和解や救済や平和について」、「われわれ人間から生ずる現実は何もないということ」を語り、告白し合うであろう。

しかし、このこと自体は、「まだ恵みと赦しの交わりではない」。何故ならば、まだそこにおいては、「神の子供」が、「自分自身、隣人を通して全く真剣に、……罪と不幸の交わりへと移されているのを見る時」に、「彼と隣人との出会いの出来事」が、「彼をその罪と不幸の中で**先ず最初に愛して下さった神を愛するよう**にと呼び出されていることを知るところにまで来ていない」からである。すなわち、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、そのイエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞における第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準として、終末論的限界の下で絶えず繰り返し、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方で、「先ず最初に愛して下さった」純粋な教えとしてのキリストにあっての神を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」

を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」という連関・循環において、「わたしと彼との共通の困窮の現実性」、「罪と不幸の共通性」、その「連帯責任性における同胞としての隣人すべて」が、すべての人々が、純粋な教えとしてのキリストの福音を、現実的に所有することができるために、純粋な教えとしてのキリストの福音を告白し証しし宣べ伝えるところにまで来ていないからである、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指すところにまで来ていないからである。このことは、「同胞としての隣人の観点からは、神の子供への要求であり、神の子供の観点からは、隣人に対する義務である」。キリストにあつての「神から与えられた秩序における隣人」は、「神の恵みの生けるしるし」、「ひとつの奉仕とひとつの善行である」が、それは、「福音のしるし」であるから、この「同胞としての隣人への義務」（純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法、神の命令・要求・要請）として、神の子供たちは、あの〈総体的構造〉に基づいた「神への愛」と「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」という連関・循環において、すべての人々が、純粋な教えとしてのキリストの福音を現実的に所有することができるために、純粋な教えとしてのキリストの福音を告白し証しし宣べ伝えへと向かうのである。「われわれは結局、また困窮の中にあつてわれわれ自身が救われているということについても、ただイエス・キリストにあつての神を念頭におきつつ、ただ〔前述したような仕方です〕神の言葉を聞きつつ、知るのであつて」、「われわれ自身の存在と行為そのものを念頭において知るのではない」のである。

「神の子供たち」と「同胞としての隣人」との差異性は、「すべての人間はキリストの実質上の兄弟である」、「キリスト者になる以前でも、彼は、キリストにおける神との連続性の中にいる。ただ、彼はそのことをまだ発見していないだけである〔あの〈総体的構造〉の中での神のその都度の自由な恵みの決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて終末論的境界の下で与えられる啓示認識・啓示信仰に依拠して、そのことをまだ承認し確認していないだけである〕」、という点にある。このような訳であるから、あの〈総体的構造〉に基づいた「神への愛」と「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」という連関・循環において、「わたしと彼との共通の困窮の現実性」、「罪と不幸の共通性」、その「連帯責任性における同胞としての隣人」が、純粋な教えとしてのキリストにあつての神・キリストの福音を発見し、啓示認識・啓示信仰にまで来ることが「標準」である。「わたし自身もまた、神を、自分勝手な気持から愛するのではなく、また誰か〔神学者や哲学者や牧師や聖職者やキリスト教的著述家や作家等〕が私に対して、そのようにすべきであると言ったから神を愛するのではない」。あの〈総体的構造〉の中での神のその都度の自由な恵みの決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて、キリストにあつての「神が神の愛を通して困窮の中にあるわたしを助けられた」という啓示認識・啓示信仰をわたしが授与されることによって、「わたしが困窮の中にあつて神を愛するならば、わたしは神を愛さざるを得ないが故に、〔感謝の応答として〕

神を愛するのである」。したがって、自己愛の対象的な疎外、自己愛の外化(表現)として「愛スルコトは、人が、隣人を、また神を、愛するようにと促し、動かすことから成り立っている」と述べたところの、自然神学における思惟と語りの名残をもって自己愛を前提としたアウグスティヌスを首肯することはできない。したがってまた、神の子供たちが、あの〈総体的構造〉に基づくことをしないで、「隣人に対して、自分がすでによく知っていると思いついでいる何事かをもって、また非常に多くの善意の努力やキリスト教的に意図された隣人のための努力をもって、また多くの見かけ上の隣人愛をもって」、「神を愛すべきであるという要求をすることは、問題である」。そのような実践は、次のような事態を惹き起こすからである——人間論的な自然的人間であれ、教会論的なキリスト教的人間であれ、誰であれ、ある歴史的現存性のただ中に生誕し、時代と現実

に強いられて、現実的な社会の中で、それぞれの諸個人がそれぞれ具体的にある職業をもって生活せざるを得ないにも拘らず、阪神・淡路大震災の時、〈正義のため〉、被災した〈隣人のため〉、被災した〈隣人への奉仕のため〉ということで、ある牧師が「武器を持って神戸市役所かどこかに押しかけて行って、被災者の住めるような建物をすぐにつくってくれと、〔それが自然災害として全く一切の責任のない弱い立場の同じように被災しているであろう隣人の一般公務員の〕職員を脅かした」ことは、そしてさらにそのことをわざわざ吉本隆明に電話して「得々としゃべること」をしたということは、換言すればそのような彼自身の「神と人間についての独断的な観念に基づく独断的に考え出された救いの計画と救いの方法」による善意の奉仕は、ただ単にその牧師自身の思惟や欲求やによって恣意的独断的に対象化され客体化された「救いの計画と救いの方法」でしかないものであるから、「その意図がたとえどのように心から善いものであり、敬虔なものであっても、神に対しても人間に対しても、真に奉仕が行われることはない」ところの、「最も洗練された支配行為に過ぎなかったのである」。そこでは、「憐れみ深い隣人の姿が消失してしまう」。

「神の子供たちに対する隣人の正当な要求」、「神の子供たちの義務」は、「わたしが神をほめたたえるということ」——すなわち、あの〈総体的構造〉の中でのそれ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)における第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準として、終末論的限界の下で絶えず繰り返す、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方で、純粋な教えとしてのキリストにあっての神・キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讃美」、そのような「神の讃美」としての「隣人愛」という連関・循環において、「わたしの隣人に対して、(その愛をもって神がイエス・キリストにあって、わたしを、そして彼を、愛して下さった)愛について証しをするということである」、すべての人々が純粋な教えとしてのキリストの福音(子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事、「啓

示ないし和解の实在) を現実的に所有することができるために、純粋な教えとしてのキリストの福音を告白し証しし宣べ伝えるということである。したがって、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関・循環において「隣人を愛するということは、……隣人に対して、**イエス・キリストの証人となる**ということである」。その「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関・循環における、神の子供たちの「隣人愛の義務は、**証しする義務**である〔純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法、すなわちただキリストだけが「律法の目標」であるから、その純粋な教えとしてのキリストの福音を**証しする義務**である〕。「神によって愛されたものとして彼〔同胞としての隣人〕は、また〔あのあの＜総体的構造＞の中での神のその都度の自由な恵みの決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて〕神を愛し返すであろう……。まさに彼に相對してこのことを信じる信仰をこそ、わたしは……実際に生きなければならない」。何故ならば、「概念のキリスト教的意味での証し」は、同胞としての隣人が、純粋な教えとしてのキリストの福音を現実的に所有することができることにあるからである。「わたしは証しをする時に、わたしは何も欲しないし、何も欲してはならない」、「わたしはただ隣人との具体的な向かい合いの中で、〔ああの＜総体的構造＞に基づいた「神への愛」と「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関・循環において、〕わたしの信仰を生きるだけである」。「**キリスト教的な証しの力**」は、「この意味で、**神の恵みの自由を最高度に尊重するという性格を持っているかどうか**」、「**控え目であるという性格を持っているかどうか**ということとともに、立ちもすれば倒れもする」のである。したがって、「キリスト教的な証人」は、「牧会的配慮者でもなければ、教育者でもない……」し、「同胞としての隣人を自分の恣意的独断的な対象として『取扱い』はしない」し、「自分の活動の対象としない」し、また「わたしからは何も期待してはならず、**すべてを神から期待しなければならない**」。したがってまた、「わたしは彼」、同胞としての隣人に対して、「神の愛に対する感謝の応答として」、「神への愛」を根拠とした「神に負っている讃美」としての「隣人愛」、純粋な教えとしてのキリストの福音を、イエス・キリストの名を告白し証しし宣べ伝えるという「同胞としての隣人に対する義務を果たすのである」。

さて、この「**証しの同時的な三つの決定的な形態**」は、次の点にある。

(1) 「証しの第一の形態」は、「イエス・キリストの御業〔子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事、「啓示ないし和解の实在」〕による私たちの召命・義認・聖化によって、もしもわたしが本当に助けられており、同時に、同胞としての隣人と共に罪と不幸の交わりの中にいるのを認識するならば」、「わたしは彼に対して、言葉を介して、何ごとかを語るべくもっているし、語らなければならない」という点にある。すなわち、わたしは、「隣人に向かって〔純粋な教えとしてのキリストの福音を〕語る……義務を負っている」という点にある。したがって、わたしは、例えば、

次のような言葉を語らなければならない——「『もちろん福音をわたしは聞く、だがわたくしには信仰が欠けている』その通り——一体信仰が欠けていない人があるであろうか。一体誰が信じることができるであろうか。自分は信仰を『持っている』、自分には信仰は欠けていない。自分は信じることが『できる』と主張しようとするなら、その人が信じていないことは確かであろう。（中略）信じる者は、自分が——つまり〔生来的な自然的な〕『自分の理性や力〔知力、感性力、悟性力、意志力、想像力、自然を内面の原理とした禅的な修行等〕によっては』——全く信じることができないことを知っており、それを告白する。〔客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」の中での主観的な側面としての「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」としてのキリストの霊である〕聖霊によって召され、光を受け、それゆえ自分で自分を理解せず（中略）頭をもたげて来る不信仰に直面しつつ（中略）『わたくしは信じる』とかれが言うのは、『主よ、わたくしの不信仰をお助け下さい』という願いの中でのみ〔マルコ九・二四〕、その願いと共にのみであろう、「『私がいま肉にあって生きているのは、私を愛し、私のために御自身をささげられた神の御子の信じる信仰によって、生きているのである。（これを言葉通り理解すれば、＜私は決して神の子に対する私の信仰に由って生きるのではなく、神の子が信じ給うことに由って〔徹頭徹尾神の側の真実としてのみある**主格的属格**として理解された「イエス・キリストが信ずる信仰」によって〕生きるのだということである）』（ガラテヤ二・一九以下）。〔それ故に、〕（中略）自分が聖徒の交わりの中に居る……罪の赦しを受けた（中略）肉の甦りと永久の生命を目指しているということ——そのことを彼は信じてはいる。しかしそのことは、現実ではない。……部分的にも現実ではない。そのことが現実であるのは、ただ、**われわれのために人と生まれ・われわれのために死に・われわれのために甦り給う主イエス・キリストが、彼にとってもその主であり、その避け所でありその城であり、その神であるということにおいてのみである**」、「**人間の人間的存在がわれわれの人間的存在である限りは、われわれは一切の人間的存在の終極として、老衰・病院・戦場・墓場・腐敗ないし塵灰以外には、何も眼前に見ないのであるが、しかしそれと同時に、人間的存在がイエス・キリストの人間的存在である限りは、われわれがそれと同様に確実に、否、それよりもはるかに確実に、甦りと永遠の生命以外の何ものも眼前にみない**」、われわれの思惟と語りが「キリスト教的語りの正しい内容の認識として祝福され、きよめられたものであるか、それとも怠惰な思弁でしかないか」ということは、神ご自身の決定事項であって、われわれ人間の決定事項ではない」、それ故にわれわれの思惟と語りは「『主よ、私は信じます。私の不信仰を助けて下さい』というこの人間的態度〔「祈り」の態度〕に対し神が応じて下さる〔神のその都度の自由な恵みの決断による「祈りの聞き届け」〕ということに基づいて成立している」ということを語らなければならない。「もしも心がイエス・キリストの恵みの認識で満ちているならば、……おのずから、またそれは、われわれの口をついてあ

ふれ出てゆくであろう」。

純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法、神の命令・要求・要請は、すべての人々が純粋な教えとしてのキリストの福音を現実的に所有することができるために、純粋な教えとしてのキリストの福音を告白し証しし宣べ伝えていくという点にあるから、あの〈総体的構造〉に基づいた「神への愛」と、「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関・循環におけるところの、純粋な教えとしてのキリストの福音、イエス・キリストの名の「証し」（告白・証し・宣べ伝え）においては、「自分自身の罪と不幸」、「自分自身の罪と困窮そのものについて語ること」、また「わたしの困窮のいくらかの改善あるいは除去」、「わたしの経験、状態、出来事について語ることを主題とすることはゆるされない」。したがって、バルトは、『説教の本質と実際』で、次のように述べている——「説教の無条件的な出発点と目的」は、「新約聖書において聞く啓示、和解、『インマルエル、神われらと共にいます』である。したがって、われわれは、キリストからすべてのことを期待しなければならない。このことが終末論である。キリスト教的終末論とは、キリスト論にほかならない」、「ここで説教は、感謝と確信と共に期待の態度と行動である。第一の来臨〔生誕・死と復活〕と第二の来臨〔復活されたキリストの再臨、「完成」、終末〕との間〔聖霊の時代〕に、説教と、また同時にキリスト者の生活全体とがある。説教は、説教者の決定事項ではないのであるから、自分自身の言葉から由来すべきではなく、どのような場合であれ、その形式と内容において、〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である〕聖書への絶対的信頼に基づく、**聖書講解であることの義務**を負っている」、「説教者が、実際の生活にはなお多くのことが必要であって聖書は生きるために必要なことを言いつくしていない〔例えば、近代的な人間の感覚と知識を内容とする経験的普遍、情報が不足し欠如している〕と考えるようなことがある限り、彼は、この信頼、信仰を持っておらず、真に信仰によって生きようとしていないのである。〔純粋な教えとしてのキリストの〕福音は、われわれの思考や心情の中にあるのではなく、聖書の中にあるから、われわれは、思想、最高の習慣、最良の見解、そのようなものいっさいを、聖書に聴従することの前で、放棄しなければならない」、と。何故ならば、「それ自身ではまだいかなる証しでもない」し、あの〈総体的構造〉の中での第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準として、終末論的限界の下で絶えず繰り返し、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方、純粋な教えとしてのキリストにあつての神・キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関・循環において、「わたしは隣人に対してまだ助けにみちたことを、いや絶対的に新しいことを、何も語っていない」からである。

そのような訳で、「証しの主題となることのできる事柄」は、「罪深い人間が滅びず、主を通して救われるために、神が罪深い人間を引き受けられた愛の本質および現実存在としてのイエス・キリストの名を指し示す指し示しにある」のである。「ナザレのイエスという人間の歴史的形態」としての「イエス・キリストの名」——「この名こそが、われわれが隣人に対して惜しみなく与えなければならず、それをもってわれわれが隣人に対し未来の兄弟として挨拶しなければならないところの言葉である」。

「イエス・キリストの名」——「この名」は、「啓示された、自由な恵みの尊厳さを感じ謝をもって拝する崇拜の言葉である」。この「イエス・キリストの名の指し示し」が、「イエス・キリストの讃美であり、イエス・キリストについての証しであり、神の讃美であり、イエス・キリストの名の証しを通した神の讃美としての隣人愛である」。このキリストにあつての「神の讃美」、「イエス・キリストについての証しの言葉」は、人間的理性や人間的欲求やによって恣意的独断的に対象化され客体化された「存在者レベルでの神」を根本的包括的に原理的に「批判する言葉である……」。何故ならば、「イエス・キリストはどなたであるか、イエス・キリストを通して何が起こったかについての知識を尋ね求める神への愛を根拠とした」、すなわち純粋な教えとしてのキリストにあつての神・キリストの福音を尋ね求める「神への愛」を根拠とした「イエス・キリストの讃美……イエス・キリストについての証し……」の言葉は、神の正しい讃美であり、それとともに隣人に対する正しい証しであるだろう」からである。キリストにあつての「神の讃美」、「イエス・キリストについての証しの言葉」は、あの＜総体的構造＞に基づいた「イエス・キリストの名の受認として、同時、……また必然的に信仰告白の言葉であるだろう」からである。このイエス・キリスト名は、あの＜総体的構造＞の中でのそれ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（換言すれば、キリスト教に固有な類と歴史性）の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準とした第三の形態の神の言葉である「教会から出ており教会へと招き入れる教會的な言葉である」。したがって、その聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準とした第三の形態の神の言葉である「教會的な性格」は、「教会を基礎づけ保持する、イエス・キリスト〔「啓示ないし和解の实在」そのもの〕についての原証言〔最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」〕としての聖書の注釈、説明と適用の言葉であるだろう」。キリストにあつての神は、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、そのイエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞に基づいて、「わたしの奉仕を用いることがおできになるのである」。その時、イエス・キリストの名の告白・証し・宣べ伝えは、キリストにあつての神の側からやってくる「心からの行動である」。「もしもわたしの証しが、〔あの＜総体的構造＞に基づいた〕イエス・キリストの名について

の証しであるならば、……言葉として同時に最も具体的な行為、厳格な文字通りの意味での「神への愛」を根拠とした神の讃美、「神の讃美」としての隣人への愛の、『言葉で語られた』業であるだろう。しかし、この『言葉で語られた』業を介して、同胞としての隣人が啓示認識・啓示信仰へと到達できるかどうかは、神のその都度の自由な恵みの決断に属している事柄である。そのことは、「神ご自身の決定事項」であって、決してわれわれ人間〔神学者、牧師、聖職者等〕の決定事項ではないのである。

(2) 「証しの第二の形態」は、すべての人間は、「生来、神の恵みに敵対し、神の恵みによって生きようとしないうるが故に、このことこそ、第一に恵みが解放しなくてはならない人間の危急であった」ということを認識し自覚している者として、また徹頭徹尾神の側の真実としてのみある主格的属格として理解されたローマ3・22、ガラテヤ2・16等のギリシャ語原典「イエス・キリストの信仰」（「イエス・キリストが信ずる信仰」）による「律法の成就」・「律法の完成」、すなわち「神の義、神の子の義、神自身の義」を必要としていることを認識し自覚している者として、またイエス・キリストにおける成就・完了された個体的自己としての全人間・全世界・全人類の究極的包括的総体的永遠的な救済（「この包括的な救済概念は、平和の概念と同じである」）を必要としていることを認識し自覚している者として、「自分の力では、ちょうど私自身を助けることができないように、ほかの者を助けることができず、わたしは隣人に対して、**彼にも約束されている神の救助のしるし**として」、「助けを行うということである」、「隣人に対して……助けを行う義務を負っているということである」。このことは、「自分勝手な、生きようとする試みの罪と不幸に対して」、すなわちキリストにあつての神だけでなくわれわれ人間も、われわれ人間の自主性・自己主張・自己義認の欲求もという不信仰・無神性・真実の罪に「生きようとする試みの罪と不幸に対して」、「いままで全然知らなかった助け、〔神の側の真実としてある〕外からの助け」、「〔神の側の真実としてある〕本当に助けすることができるまことの兄弟であるイエス・キリストの助けを指し示す指し示しを意味している」。何故ならば、「困窮した精神的——肉体的現象を有する隣人」を、究極的包括的総体的永遠的に「本当に助けすることができるまことの兄弟はイエス・キリストだけである」からである、それ故に「わたしは**ただ**イエス・キリストから委任されて兄弟となりうるだけである」、それ故にまた「わたしは**まこと**の兄弟であるイエス・キリストを指し示すという仕方において兄弟となりうるだけである」。このような訳で、隣人に対する「わたしの兄弟の在り方」、「わたしの行為」は、「**同胞たる隣人を本当に助けすることができるまことの兄弟イエス・キリストの告げ知らせのみでありうる**」。その時、「兄弟愛をもつての行為」、すなわち「ひとりの兄弟がほかの兄弟に対してするように援助の手をさしのべるといふ言葉を介したわたしの行動」は、「本当に助けうる唯一の方、イエス・キリストにあつての救助と同一では決してないのである」。したがって、その行為は、そうした「限界の下での彼のための行動である」。そのような仕方、同

胞としての隣人を助けることによって、「わたしは……ただ、イエス・キリストの救助のしるしをたてることができるだけである」。その時、「確かに過ぎ去りゆく一時的な、単に部分的なものであるとしても」、過渡的相対的なものであるとしても、「同胞としての隣人の罪と不幸」、「生の困窮には限界が存在するということが、……具象的に明らかになってくる」、すなわち「困窮の軽減と緩和が与えられるようになることによって、具象的に明らかになってくる」。もちろん、それらのことが、もしも「成功をもって首尾よくなし得たとしたならば、それはまさにキリストにあつての神の恵みによるのである」。したがって、「わたしはまたここでも、わたしの兄弟らしい振舞をもつてただ、本当の助けをなし得る兄弟であり給うイエス・キリストが、(それがみ心である時に、そしてみ心にかなう方法で) わたしを用いてくださるよう、奉仕すべく準備していることができるだけである」。

(3) 「証しの第三の形態」は、「同胞たる隣人に対するわたしの態度」、すなわち「わたしが言葉と行為を通して彼に語らなければならない……ことを、確証する」点にある。言葉と行為を通した証言における態度が問題である。「ある特定の態度において出来事として起こる言葉と行為による証言が問題である」。「この切り放すことができない言葉や行為と区別された『態度』は、「隣人に対する時のわたしの心情……気分として理解されるべきである」。すなわち、「証しに適っている……態度」、「心情・気分」、「人格」は、それが、あの<総体的構造>に基づいた「わたしの言葉と行為を介したイエス・キリストについての本当の証しであるならば」、「イエス・キリストが主であることを指し示そうとする指し示しであるならば」、「福音的なそれのことである」。その時、その態度は、「わたし自身がイエス・キリストの支配のもとに服しているそれである」、あの<総体的構造>に基づいた「それは、わたしの言葉や行為そのものにおいて、またわたしの隣人に向かって語りかけているそれである」。ここでは、「救われた者は、もっと救われた者らしく見えるはずだ」という人の評価は、標準とはならない」、すなわち「われわれの意識が決定的な標準ではない」。すなわち、この「態度の問題においては、〔神への愛〕を根拠として〕神を讃美し〔「神の讃美」として〕隣人を愛するという、この時代とこの世においてわれわれに課せられた課題に関して、個々の行為をすとかしないとかということではなくて、われわれの生きる態度全体が問題である」。「われわれの実存そのものを問う包括的な問いが問題である」。「われわれの言葉や行為や態度はただ、この現在の過ぎ去るべき世の中での神の子供としてのわれわれの行動を言い表しており、他方、神の前でのわれわれの存在はイエス・キリストにあつてのわれわれの存在、そして、来るべき、永続する世にわれわれが属していることの中でのわれわれの存在を言い表している限り、われわれの少しばかりの態度を、この、神の前での、われわれの存在から区別しなければならなし、区別することが許される。しかし、この区別はどうしてもただ、神の子供としてのまさにわれわれの現実存在が同じひとつのものであるという単一性の内部で力を奮う」。すなわち、「このわれわれの証しの実在、働き、効果的

な活動は、決してわれわれ自身の力と処理能力のうちにはなく、それは、われわれの行動（言葉と行為と態度）において、「神への愛」を根拠とした「本当の神の讃美へ、本当の〔神の讃美〕としての」隣人愛にまで来るためには、われわれの行動からみてただ奇蹟の性格をもちうる……神ご自身の行動」が、あの〈総体的構造〉の中での神のその都度の自由な恵みの決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて「出来事となって起こらなければならない」。したがって、この出来事に対して、「われわれはただ、われわれの行動において仕えることができるだけである」。